

かつの上水道だより

令和7年10月請求分より

新しい水道料金が適用されます。

料金早見表 (家庭用・消費税込み)

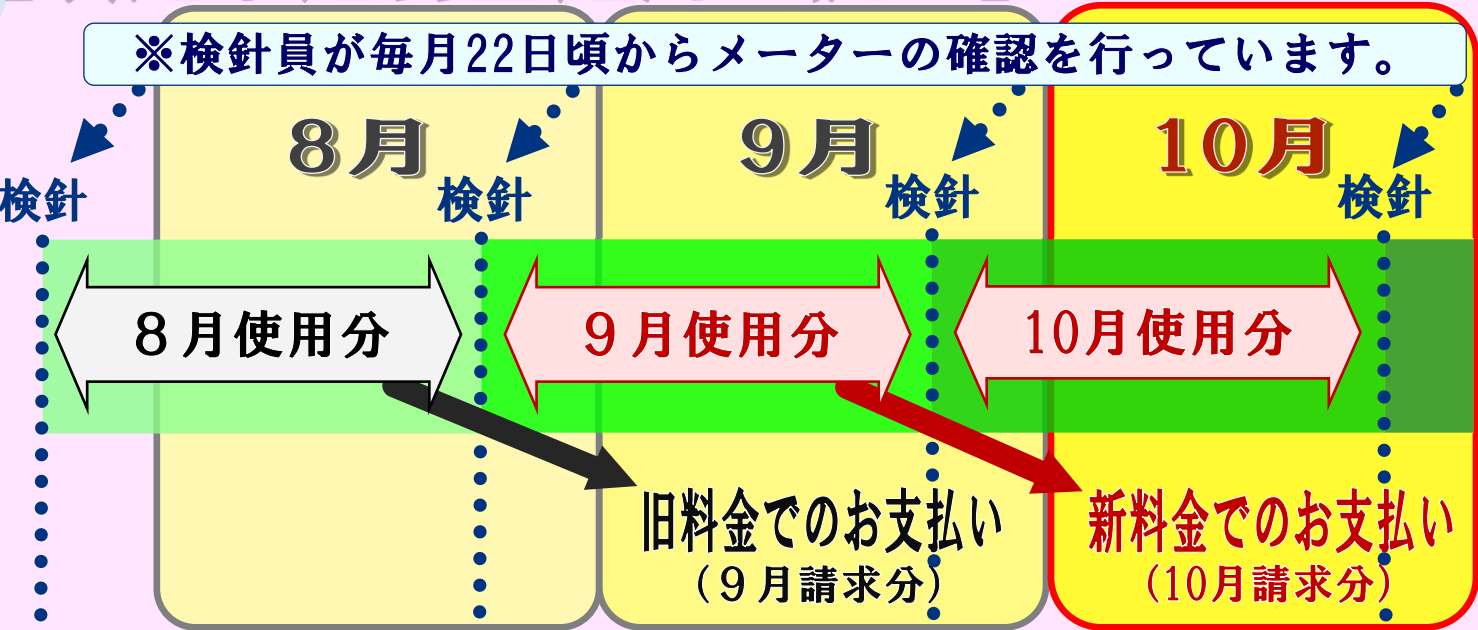
使用水量 (m^3)	現行料金	改定料金	値上げ額
1～8 m^3	1,812円	→ 2,265円	453円
9 m^3	2,020円	→ 2,525円	505円
10 m^3	2,228円	→ 2,785円	557円
20 m^3	4,308円	→ 5,385円	1,077円
30 m^3	6,388円	→ 7,985円	1,597円
40 m^3	8,468円	→ 10,585円	2,117円
50 m^3	10,548円	→ 13,185円	2,637円

※別用途や別口径の料金を確認したい場合は、右の「QRコード」から直接市のホームページに入って早見表を確認できます。



今年5月に皆様へ配布した「かづの上水道だより」や、「広報かづの」9月号でもお伝えしたとおり、**10月請求分より新しい水道料金が適用されます。**

【改定水道料金適用の流れ】



検針後、納付書の場合は翌月の10日頃、口座振替は翌月の24日頃に当月分水道料金（前月使用分）として料金を請求します。

水道料金表 (消費税込み)

※1:「口径13mm」の料金です。
※2:旧後生掛簡易水道地区を除きます。

用途	使用水量 (m ³)	現行料金	改正料金
家庭用	基本水量 8m ³ まで	1,812円	2,265円
	超過水量 1m ³ につき	208円	260円
団体用※1	基本水量 8m ³ まで	2,077円	2,596円
	超過水量 1m ³ につき	249円	311円
営業用※1	基本水量 8m ³ まで	2,240円	2,800円
	超過水量 1m ³ につき	259円	324円

※皆様にはご負担をおかけしますが、水道料金の改定にご理解いただきますようお願いいたします。

上水道経営の比較分析

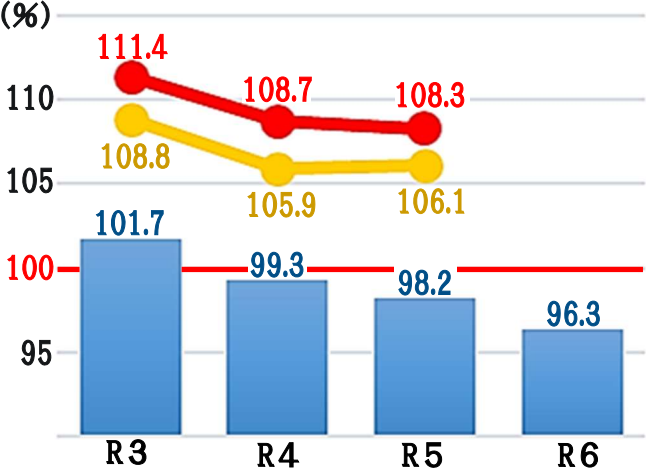
本市の上水道事業は企業会計により事業を運営していますが、他団体との比較を行うことで、経営の現状や課題を把握することが可能です。本市と全国や他団体との経営状況を比較してみます。

…鹿角市 …全国平均 …類似団体 (本市と人口規模等が類似する市町村)

※令和6年度の全国平均と類似団体の数値は、来年公表される予定となっております。

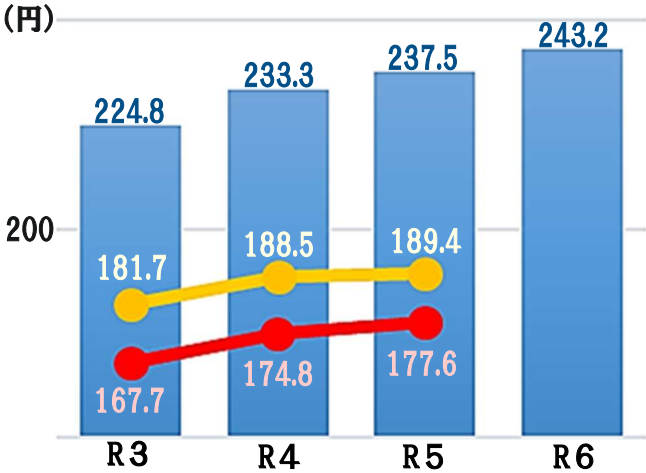
① 経常収支比率

水道料等の収入で水道事業の運営費用を賄えているかを示す指標で、100%以上が黒字を示します。鹿角市は電気料の値上げや修繕費などの運営費用の増加により、**近年は100%を下回る厳しい経営状況が続いています。**



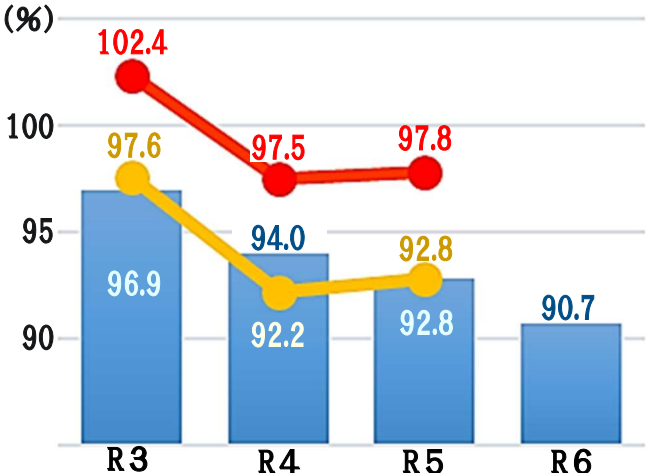
② 給水原価(消費税抜き)

水道水を1m³作るのに必要とする経費です。鹿角市は南北に長く集落が点在している、といった地理的に不利な要因もありますが、**類似団体や全国平均と比べてもかなり高く、近年は物価高により上昇傾向にあります。**



③ 料金回収率

供給単価（利用者が支払う1m³当たりの単価）と給水原価との関係を示す指標で、100%以上で水道料金で費用が全額賄われている事示します。**鹿角市は類似団体と同様の回収率ではありませんが、近年は減少傾向にあります。**



~Information~

こんな時はすぐにお届けを

①引っ越しする、もしくは引っ越してきたとき

引っ越しする際は、遅くとも3営業日前までに届出ください。引っ越しの指定日にメーターの指針を確認し、料金等の精算に伺います。また、引っ越してきた時に水が出る場合、届出がないと使用開始日や使用者名の確認ができません。後日料金トラブルの原因になるため必ず届出ください。



②家を取り壊して水道を廃止するとき



メーターは上下水道課が貸与しているものです。破損や紛失した場合は弁償することになりますので、家の解体作業前に指定給水装置工事業者に連絡して、メーターを取り外し、返却をお願いします。

③水道の所有者・使用者の変更や閉栓のとき

水道の使用を中止したいとき、閉栓の届出がなければ、水道を使用していなくても基本料金がかかります。また、所有者・使用者を変更した際、届出がない場合は前の所有者・使用者へ請求がいくことになりますのでご注意ください。



上記の際はこちらへご連絡ください。



水道お客様センター（鹿角市上下水道課内）

営業時間8:30～17:15 ※土日・祝日は休日となります。

TEL:30-0273 FAX:25-8455

届出はインターネット受付でも可能です。

パソコンや携帯電話から、上下水道の使用開始・中止の届出を受け付けています。夜遅くに帰宅される方など、いつでも簡単に手続きができます。

※詳しくはこちらのQRコードから確認できます。→→→



前回までの「上水道だより」は、左の「QRコード」から直接市のホームページで閲覧することができます。

